

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第604号 令和5年6月30日発行

目 次

【告示】

番 号 担当課名

322 令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用 とくしまゼロ作戦課

試験の試験期日、試験場等を告示する件

323 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づ 環境管理課

く特定施設の設置の許可の申請があった件

324 特定調達契約について一般競争入札に付す 管財課

る件

325 歳入の徴収の事務を私人に委託した件 にぎわいづくり課

【病院局告示】

番 号 担当課名

11 歳入の徴収の事務を私人に委託した件

【選挙管理委員会告示】

番 号 表 題 担当課名

7 7 地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して

得た数を告示する件

78 地方自治法の規定による県議会議員の解職

の請求をする場合の小松島・勝浦選挙区に おける県議会議員の選挙権を有する者の3

分の1の数を告示する件

【選挙管理委員会告示】

7 9

番号 表 題 担当課名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件

【監査委員公表】

番 号 表 担当課名

7 定期監査結果報告に対する措置状況

8 財政的援助団体等監査結果報告に対する措置状況

9 包括外部監査結果報告に対する措置状況

【収用委員会告示】

番 号 表 担当課名

1 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した 件

徳島県告示第三百二十二号

候補生の募集期間、 第百十八条の規定により、 自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第百七十九号) 採用試験の試験期日、 令和五年度の陸上自衛隊、 試験場等を次のとおり告示する。 第百十四条、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官 第百十七条第一項及び

令和五年六月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

| 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

第二回	試験回
木曜日)まで	募集期限
日) 日 (日曜	試験期日
び経歴評定筆記試験、口述試験、	試験種目

備考

- 法により受験するものとする。 筆記試験及び適性検査については、 試験期日前にインターネットを利用する方
- 2 育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 試験するものとする。 筆記試験は、 国語(作文を含む。 に定める高等学校卒業程度の学力について 数 学、 地理歴史及び公民につき、 学校教

試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、 海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

第 二 回	試験回
海上自衛隊徳島航空基地	名
机空基地	称
板野郡松茂町住吉字住吉開拓三	位
任吉開拓三八	置

三 応募資格

法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、 日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、 なるまでの者 禁錮以上の刑に処せられ、 その執行を終わるまで又はその執行を受けることが かつ、 次のいずれにも該当しないもの 学校教育 なく

- 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、 当該処分の日から二年を経過しな
- 3 の団体を結成し、 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その 又はこれに加入した者 他

四 採用予定月

令和六年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、 各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

徳島県告示第三百二十三号

とおり告示する。 く特定施設の設置の許可の申請があったので、 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づ 同条第四項の規定により、 その概要を次の

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

令和五年六月三十日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

一 申請の概要

申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰己町一番地一九

3 特定施設の種類

施設及び第六十三号ホに規定する廃ガス洗浄施設 規定するろ過施設、同号ホに規定する廃ガス洗浄施設、 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十六号口に 第二十七号イに規定するろ過

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、 関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホー ムペー ジにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1期間

令和五年六月三十日から

令和五年七月二十日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第三百二十四号

告する。 十二号) 第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成八年徳島県規則第二 施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公

令和五年六月三十日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
- 行政事務用パソコン 千三百九十三台
- 2 購入物品等の特質等
- 入札説明書による。
- 3 納入期限

令和五年十二月二十八日

4 納入場所

入札説明書による。

一 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、 1から4までに掲げる事項の全てに該当する

者であることとする。

- 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- る資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると認められた者であること。 五十六年徳島県告示第二十六号) 第四条第一項の規定による審査により入札に参加す 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱
- 3 ない者であること。 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受け てい
- 若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。 六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) に該当すると認められる者又は暴力団 号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七 以下同じ。) 若しくは暴力団員 (同条第
- 三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項
- める一般競争入札 (指名競争入札) 参加資格審査申請書 (以下「審査申請書」という へ提出し、)に必要書類を添付して、2の一に掲げる受領期限までに2の二に掲げる提出場所 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、 入札参加資格の審査を受けなければならない。 知事が定

この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、受領期限までに申請を行った場合でも、 審査申請書等に不備があるときは

- 2 審査申請書等の受領期限及び提出場所
- _ 受領期限

令和五年七月三十一日 (月曜日) 午前十一時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当 (電話 八八 六二 六七)

四 契約条項を示す場所等

の問合せ先 契約条項を示す場所並びに入札説明書(仕様内容を除く。 及び契約条項について

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二 六七

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八二八

電子メール kanzai ka_eshi nsei @nai I. pref. tokushi ma. j p

2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマー ト県庁推進課ネットワー

電話 八八 六二一 三二六六

ファクシミリ 〇八八 六二二 二八三六

電子メール smart kenchousui shi nka@ref.tokushi ma.jp

3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

を求められた場合は、これに応じなければならない。 提出場所へ提出しなければならない。 う。)を、 した特質等に適合するものであることを証明する書類等 (以下「応札仕様書等」とい 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、 県の指定する様式により、 2の一に掲げる受領期限までに2の二に掲げる また、提出した応札仕様書等に関し県から説明 入札説明書に示

を提出した者に限り、 応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「 入札落札決定の対象とする。 適合」とされた応札仕様書等

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

_ 受領期限

令和五年七月三十一日 (月曜日)午前十一時

二 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

直接持参又は郵送(郵送による場合は、 書留郵便とし、 受領期限までに必着のこ

چ

六 入札手続等

入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和五年八月十日 (木曜日) 午前十一時

- (\Box)
- 徳島市万代町一丁目一番地
- 徳島県経営戦略部管財課入札室
- (Ξ) 入札書の提出方法

までに必着のこと。 直接持参又は郵送(郵送による場合は、 書留郵便とし、 2 の 一に掲げる受領期限

- 2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先
- 受領期限

令和五年八月九日 (水曜日)午後五時

宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、 分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当 見積もった契約希望金額の百十 消費税及び地方消費税に係 その端数を切り捨

入札保証金及び契約保証金

免除

- 5 入札の無効
- 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

封書の表面に「行政事務用パソコン(千三百九十三台入札書在中」の朱書がなく、 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって

入札書であることが確認できなかった入札

の(七) 代理人が もって価格を表示しない入札 もって価格を表示しない入札 ・ 他人の代理人をも ・ 人札事項を表示せず、若しく ・ 人札事項を表示せず、若しく 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、 又は一定の金額を

同一事項に対してした二通以上の入札

他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示 したものを落札者とする。 直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。 有効な入札書を提出し、 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の

本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、 開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって 落札者を決定する。

- 7 関する条例(昭和三十九年徳島県条例第十号)第三条の規定により、 要である。 この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 議会の議決が必
- 8 契約書の作成の要否

要

- 9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地 徳島県経営戦略部管財課
- 徳島市万代町一丁目一番地
- 10 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 その他

詳細は、入札説明書による。

七 Summary

- 1 Nature and Quantity
- 1,393 Personal computers for local government officer
- 2 Time Limit of Tender
- 11:00 a.m on August 10, 2023
- 3 Section in charge of contract
- Property Management Division, Management Tokushima Prefectural Government Office. Strategies Department,
- 1-1 Bandai cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
- Phone: 088-621-2067
- 4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
- Property Management Division, Management Strategies Tokushima Prefectural Covernment Office. Depart ment,
- 1-1 Bandai cho, Tok Phone: 088-621-2067 Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

令和五年六月三十日和五年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、令徳島県告示第三百二十五号

徳島県知事 後 藤 田 正 純

株式会社コート・ベール徳島	一項ただし書に規定する使用料の徴収の事務例(平成十二年徳島県条例第三十九号)第九条第徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条
株式会社ネオビエント	項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務条例(平成十三年徳島県条例第十号)第十条第一徳島県立あすたむらんどの設置及び管理に関する
一般財団法人徳島県観光協会	第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務関する条例(平成五年徳島県条例第四号)第十条徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に
委託した私人	委託した事務

徳島県病院局告示第十一号

令和五年六月三十日和五年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、令

徳島県病院事業管理者 北 洋

委託した事務	委託した私人
のに限る。) ・一世ののででは、ののででは、ののででは、ののででは、ののででは、ののででは、ののででは、ののででは、ののででは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、い	株式会社ソラスト
に係るものに限る。)用料又は手数料の徴収の事務(徳島県立海部病院項に規定する使用料及び同条第二項に規定する使徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第一	株式会社ニチイ学館
央病院に係るものに限る。)項の規定による使用料の徴収の事務(徳島県立中徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第四	合建警備保障株式会社
好病院に係るものに限る。)項の規定による使用料の徴収の事務(徳島県立三徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第四	ダイモンサービス 代表 青木 由治

徳島県選挙管理委員会告示第七十七号

項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有す散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一 て得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。 る者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十六条第一項の規定による県議会の解

令和五年六月三十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五

六八、九三〇人

徳島県選挙管理委員会告示第七十八号

解職の請求をする場合の小松島・勝浦選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による県議会議員の

分の一の数は、次のとおりである。

令和五年六月三十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑

五

郎

ī		
	小松島・勝浦	選挙区名
	二、二九一人	数

徳島県選挙管理委員会告示第七十九号

を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一 一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第

· 令和五年六月三十日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六八、九三〇人

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月30日

監査結果の公司	 麦年月日	令和!	5年2月1	0 日								
	監	查	Ø	結	果			講	じ	た	措	置
(1) 収入証紙に 関する事務で 適切でないも の	収入証	紙による収 今後、組織		3いて、消	阿庁舎 > 当印がなされていないも 適正な事務の執行を研	確保	今手 属 数一確 入島践及申印和続こ次ま料で認今証県とび請忘年おたが、に確たの条計で属貼等度いめそこ係認。指例事、次付のの場合になる。	ので、ののるを 摘施務免長の発生、直確は収行 を行の税が収生て証ち認か入い 受規手軽、入防の紙にを令証、 け則引油収証止	色の担行和紙全 てのき使入紙に税消当つ3のて 、規」用証の取軽印職た年収の 管定等者紙消り油が員。度納手 理にに証収印組使なが の手続 職基よ交納処ん	用さ証 納続で 員づり付簿理だれての 証つ切 は収知数記突をの消します。 はの知数記突をのは、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して	ナ手数料ににもなり サールででは、 数かったでは、 がでするが、 がでするが、 がでするが、 がでするが、 がでするが、 がでするが、 がでするが、 がいるにがという。 はいるにがいるにいる。 はいるにがいるにいる。 はいるにがいるにいる。 はいるにいるにいる。 はいる。 はい。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はい。 はいる。 はい。	の確認では、 ので当 いので当 いので当 ので当 ので当 ので当 ので当 ので当 ので当 ので当
(2) 収入で未収 となっている もの	県税にの発生を の発生を る必要が 県税	ついて、市 防ぐととも	に、適切な 額の状況	系機関と通 に債権管理	河庁舎 > 連携して、新たな収入規 理を行い、収入確保に多 2,147円		度に比べ 税目別 個人県民 この2税	年度の「岬 て、14,33 では、市 税が91.0 目で県税収	県税」の収 83,366円減 町が「個人 %、自動車 な入未済額	少した。 の住民税」 税種別割(全体の94.5	として賦記 旧自動車税 %を占める	147円であり、前年 果徴収を行っている 1含む)が3.5%と、 状況であった。 縮減に向けた取組

110, 555, 513円	令和2年度決算額			
△14, 383, 366円	額	減	増	

を進めたことにより、直近では9年連続で削減(約1億5,200万円を削減)しており、ピーク時の約39%となった。

なお、徴収率については、前年度より0.4%増の98.9%となった。 [参考]

「個人県民税」の収入未済額 87,479,178円

(対前年度増減 △6,744,385円)

「自動車税種別割」の収入未済額 3,334,307円

(対前年度増減 △258,807円)

2 講じた措置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に令和4年7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」として、集中的に滞納整理に取り組むとともに、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」として、県下全域で県と市町村が連携して徴収の強化に努めた。

具体的には、滞納者に対し、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導により自主納付を促すとともに、財産があるにもかかわらず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。

また「滞納分析会議」を定期的に実施し、財産調査により把握した 担税能力を基に、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認している。 このうち、収入未済額の91.0%を占める個人県民税の未済額の縮減 が大きな課題となっていることから、令和4年度には、管内全市町(阿 南市、那賀町、牟岐町、美波町及び海陽町)において、県と市町の税 務職員の「相互併任制度」を活用した徴収支援体制を整えるとともに、 地方税法第48条に基づく個人住民税の県への徴収引継などによる徴収 支援を実施し、県と市町が一体となった徴収強化を図った。

3 今後の対応

今後とも、納期内納付向上に向けた広報、及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、管内市町と連携した厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努める。

県税の収入未済額の状況

令和3年度決算額	96, 172, 147円
収入済額	29, 517, 056円
不納欠損額	5,040,452円
令和5年3月31日現在の収入未済額	61, 691, 271円

< 南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎 >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとと もに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和	3年度決	:算額	5, 512, 230円
令和	2年度決	:算額	4, 736, 170円
増	減	額	776,060円

未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児 童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努め た。

また、「未収金ケース検討会議」などを通じて、負担金業務担当者と 担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、新型コ ロナウイルス感染症対策に努めつつ、保護者に対して繰り返し制度を説 明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を 提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行って いる。

さらに、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に 説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導に より期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努め ている。

今後とも適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和3年度決算額	5, 512, 230円
収入済額	615,740円
不納欠損額	543, 180円
令和5年3月31日現在の収入未済額	4, 353, 310円

< 南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況

1,704,880円	:算額	令和3年度決算額				
1,743,880円	:算額	令和2年度決算額				
△39,000円	額	減	増			

返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

1 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務 取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や 訪問による粘り強い納付指導を実施している。

また、手当の定時支払前には、管内各町に対し受給者の状況調査を 依頼し受給資格等を再確認するなど、返納金発生の未然防止や早期発 見を図っている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配付し、新たな返納金の発生防止に努める。

2 生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」 に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を 通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生 活状況に対応した適切な債権管理に努めている。

また、「債権回収強化月間」を8月に設定し、組織的に集中的な納付

l	18,537,014円	染算額	令和3年度決算額			
	19, 456, 655円	算額	令和2年度決算額			
	△919, 641円	額	減	増		

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額			9, 152, 414円
令和2年度決算額			9,844,801円
増	減	額	△692, 387円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3	8年度決	算額	1,841,525円
令和2年度決算額			1,843,525円
増	減	額	△2,000円

指導を実施するとともに、生活保護法改正後の保護費との相殺が可能 となった債権には、債務者の同意のもと、最低生活に支障のない範囲 で保護費からの回収を進めている。

今後とも、市町等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとと もに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には 「申告義務のしおり」を配付し、収入申告義務について丁寧な説明を 行い、新たな返納金の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し、担当職員と母子・父子自立支援員が電話や文書、訪問等による債権回収に取り組むとともに、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、「未収金ケース検討会議」を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めている。

また、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、償還開始の連絡の際には、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めている。

さらに、平成30年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社(サービサー)に委託している。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定事業の活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保に努める。

返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況

令和3年度決算額	1,704,880円
収入済額	28,000円
不納欠損額	0円
令和5年3月31日現在の収入未済額	1,676,880円

返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

令和3年度決算額	18, 537, 014円
収入済額	1,475,073円

不納欠損額	187,807円
令和5年3月31日現在の収入未済額	16, 874, 134円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	9, 152, 414円
収入済額	475, 420円
不納欠損額	0円
令和5年3月31日現在の収入未済額	8, 676, 994円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	1,841,525円
収入済額	9,834円
不納欠損額	0円
令和5年3月31日現在の収入未済額	1,831,691円

<西部総合県民局地域創生観光部 美馬庁舎 三好庁舎 > 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済 の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努め

る必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和3年度決算額			40, 137, 109円
令和2年度決算額			42, 729, 961円
増	減	額	△2, 592, 852円

1 収入未済額の状況

令和3年度の「県税」の収入未済額は、40,137,109円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の84.0%、自動車税が9.2%と、この2税目で県税収入未済額全体の93.2%を占める状況であった。 「参考」

「個人県民税」の収入未済額 33,734,301円

(対前年度増減 △1,501,412円)

「自動車税」の収入未済額 3,693,015円

(対前年度増減 △692,629円)

2 講じた措置

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に沿って、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。

(1) 個人県民税の徴収対策

収入未済額の約8割を占める個人県民税の徴収対策として、県と

市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、 県と管内2市1町(美馬市、三好市及びつるぎ町)それぞれと協定を 締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施した。

また、地方税法第48条の規定に基づき、個人の住民税の一部について徴収引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、管内1市1町(三好市及び東みよし町)で実施している。

さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、 11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、 県と市町との「共同催告」による納税推進を、管内市町と連携、集 中して実施した。

(2) 個人県民税以外の税目の徴収対策

自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を開催して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない滞納者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでいる。

また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、 滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入 未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理 状況の報告を求め、その進行管理を行っている。

3 今後の対応

今後とも、納期内納付向上のための広報、及び適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努める。また、個人県民税については、市町との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図る。

県税の収入未済額の状況

令和3年度決算額	40, 137, 109円
収入済額	11,627,271円
不納欠損額	3, 296, 504円
令和5年3月31日現在の収入未済額	23, 521, 577円

<西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金 (児童扶養手当返納金・生活保護返納金) 及び母子福祉 資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとと もに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況

1 返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況

「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による 督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態を把握する とともに、粘り強く納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に 取り組んでいる。

2, 075, 280円	令和3年度決算額			
2, 141, 280円	令和2年度決算額			
△66,000円	額	減	増	

返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

令和3年度決算額			13, 966, 606円
令和2年度決算額			16, 107, 955円
増	減	額	△2, 141, 349円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額			4, 349, 787円
令和2年度決算額			4, 529, 521円
増	減	額	△179, 734円

また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、リーフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町担当課との連携を強化し、返納金発生の未然防止と早期発見に努めている。

引き続き、これらの取組をきめ細やかに推進することにより、返納金の早期納入及び新たな発生の防止に努める。

2 返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、 大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護 廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済が滞る場 合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに 基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者 を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収 に取り組んでいる。

また、生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

さらに、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努める。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、滞納者全員に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

特に、長期滞納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において「未収金対策会議」を開催するほか、11月を償還指導の強化期間として設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。さらに、令和3年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社(サービ

サー)に委託している。

一方、収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな収入未済の発生防止に努めている。

また、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を発送し償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。

さらに、収入未済額の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の手続を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座 振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入 未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞 納防止策を徹底する。

返納金(児童扶養手当返納金)の収入未済額の状況

令和3年度決算額	2,075,280円
収入済額	107, 320円
不納欠損額	0円
令和5年3月31日現在の収入未済額	1,967,960円

返納金(生活保護返納金)の収入未済額の状況

令和3年度決算額	13, 966, 606円
収入済額	846, 378円
不納欠損額	118,600円
令和5年3月31日現在の収入未済額	13,001,628円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和3年度決算額	4, 349, 787円
13 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1,010,1011

L		
	収入済額	377, 765円
Ī	不納欠損額	0円
	令和5年3月31日現在の収入未済額	3,972,022円

< 西部総合県民局保健福祉環境部 美馬保健所庁舎 >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとと もに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

1,530,500円	令和3年度決算額						
1,532,810円	令和2年度決算額						
△2,310円	額	減	増				

滞納者に対しては、「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、管理台帳を整備した上で、期限を定めた督促状や催告状を送付し納付を促している。

また、電話による催告のほか、直接滞納者宅を訪問して滞納理由を把握するとともに、必要に応じて債務確認書の提出を働きかけ、納付意思を持たせるよう指導している。

さらに、所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、 職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮 減に努めている。

滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努める。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和3年度決算額	1,530,500円
収入済額	371,900円
不納欠損額	175,650円
令和5年3月31日現在の収入未済額	982, 950円

(3) 超過勤務手 当及び休日給 の支給で適切 でないもの

<一十一世紀館>

前年度の監査に引き続き、週休日の振替等に伴う超過勤務手当 及び休日給について、支給できていないものや算定を誤っている ものがある。恒常的に同様の誤りがみられ、再発防止の取組が不 十分である。今後、組織的な確認はもとより、再発防止策の実施 をさらに徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。 超過勤務手当及び休日給については、前年度の指摘を受け、令和4年度当初に各館職員を対象とした研修会を実施するなど、定期的に制度の周知徹底を行うとともに、決裁においては各館の副館長、月例報告においては各館の給与事務担当者が確認を徹底し、適正な事務の執行に努めているところである。

しかしながら、今回の案件は、令和3年度分について、各館職員が作成・入力した週休日振替簿や総務事務システムの入力内容に誤りがあったため、週休日の振替により100分の25の超過勤務手当を支給すべきところ、支給されていないものや、休日給を支給すべきところ、超過勤務手当を支給しているものなどがあったものであり、再発防止の取組が行き届いていなかったと考えている。

	指摘を受け、令和3年度分の再点検を行い、24件の不適切な支給について、令和4年12月の月例報告で修正処理を行った。また、同月に改めて研修会を実施し、各館は変則勤務であるため、週休日振替簿作成や超過勤務区分入力の際に誤りが起こりやすいことを注意喚起するとともに、今回指摘を受けた事例とその防止策を具体的に提示した。 さらに、各館の給与事務担当者は、決裁前に週休日振替簿の内容及び超過勤務区分の入力内容を確認した上、月例報告時には相互確認を行うことにより、再発防止策の徹底に努める。
--	---

監査結果の公	 表年月日	令利]5年3月1	0 日							
	監	查	Ø	結	果		講	じ	た	措	置
(1) 超過勤務手 当等の支給ででないものでないものでないものでないものの	区分や算2	の振替等 定を誤っ		がある。≦	なび休日給について、支給 分後、組織的な確認を徹底 ぶある。	行替に振「いのぜし 件過週25令 務方え いシっ簿行ら週で勤らた今に勤休の和今手法る今でスた」うれ休、務れも回つ務日超年回当を場後はテ際と「た日正にたの指い手の過12の及各所、総ムにい総日」規つ休で摘で近極期2指び職に本務」	すうろうりゃするのは及替客に商木員曷交事が成。事超支勤てのるあ、び(手返を日に示に務正す」務過給務は全。っ令休又当返受給周しおのしるへシ勤割時超勤 た和日はのかけの知たい主く「のス務合間過務 超4給44支ぞ、制す。て44入	「週入テはとは勤時、過年に時を行会度る」は当人が付から、この務問、勤2つのにた計やと、事者・日方」勤たい手を、務月いめのた。事「と、務及作振法へ務こで当超、手にて勤い、務振も、課で成	巻の日とはの過 当返再等で 再替に 長削さるの日とはの過 当返再等で 再替に 長削む やっ力のま日象務 支を検のっ エラ同 び当て代てに支た給と手 給行を割て シ及資 総者にの できまれてす当 誤っ行きに クモギ 教える	いいいいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	を振後りてつ外命生 1超、の、 勤力行 お務簿めを振後りてつ外命生 11を表示した とびもの 過入が に事勤努 は、

(2) 特殊勤務手 当の支給で適 切でないもの	< 徳島北高等学校 > 教育業務連絡調整手当について、支給日数を誤っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、担当職員が教育業務連絡調整手当の支給の対象となる日から県外出張の日を誤って除いており、決裁時においても、出力帳票と出勤簿等の照合を十分行っていなかったことにより発生したものである。 今回指摘のあった13件については令和4年12月に追給を行った。また、監査対象期間の教育業務連絡調整手当について再点検を行い、同様の誤りがないことを確認した。 担当職員は、支給要件を十分に確認し業務を行うとともに、決裁時において、事務課長が出力帳票と出勤簿等の照合を行うことにより今後の適正な事務の執行に努める。

徳島県監査委員公表第8号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対し て講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。 令和5年6月30日

徳島県監査委員	畄	﨑	悦	夫
同	鹿	Щ	公	弘司
同	大	寺	健	
同	井	下	泰	憲
同	立	Ш	了	大

監査	結果の公	表年月日	令	和5年3月1	0日									
		監	查	Ø	結	果			講	ľ	た	措	置	-
公益 理事長	財団法人 の決裁事	頃とされて	振興財団 こいるに	事務処理規 もかかわらす	げ、これが	、業務委託に係 なされていない 【保する必要があ	ものがあ	識を誤って 接 指 表 う き う き も し ら し る し る し る も も も も も も も も も も も も も も	ていたため 受けいた管理 こう こう こう こう こう でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた	、理事長決 間職を含む は識を改めが かを明瞭に 恐をし、決表	央裁を受けて 全職員が事 た。 示し、チェ 裁の際に確認 着実に行う	こいなかっ 務処理規 ックシー 図すること	:係る決裁区分かたものである 程を確認し、〕 トとしても利用:とした。 りを防止し、i	。 正しい 用でき
割賦	設備債権		備債権、		付金及びオ	は償権について、	適切な債	況や支払い	1能力にか	かる調査	結果をもと	こ、電話や	連帯債務者の資 や訪問、文書 回収のほか、	こより
債	権残額の	状況						逸しない。	よう、 臨機		込、手形に		等にも対応する	
	令和3年	度決算額	195,	402,840円				また、流	去的な手立	ての道が	閉ざされた	案件のほか	か、債務者及び	び連帯
	令和2年	度決算額	197,	880,347円				弁護士、2	公認会計士	等で構成	する延滞債権	権管理審 3	ている案件の含 査委員会の審査	
	増	咸 額	2,	477,507円				これら 今後も、 能力、資力	双組の結果 債務者及 けに応じた	、令和4年 なび連帯債 効率的なで	度には債権 務者に対し 督促、交渉:	残額は約5 て徹底し <i>1</i> を実施する	劉却を行った。 5千万円減少し た調査を行い、 るとともに、》	償還 伏況に
								応じて法的 に回収が図	り措置を請 目難と認め	ける等、 なれる事	積極的に債権	権保全を図 は、延滞値	図る。その上 ⁷ 責権管理審査	で、特

債権残額の状況

令和3年度決算額	195,402,840円
収入済額	16,073,610円
償却額	33,983,139円
令和5年3月31日現在の収入未済額	145,346,091円

徳島県監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、徳島県知事等から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月30日

 徳島県監査委員
 岡
 崎
 悦
 夫

 同
 農
 山
 公
 弘

 同
 井
 下
 泰
 憲

 同
 力
 大
 大
 大

 同
 力
 大
 大
 大

平成27年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置 監査テーマ:過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

Ⅱ 平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	第5 各県立学校の第	E情		
78-79	1 エアコンの設置	外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もしっかりしていただきたい。(意見) (平成21年度 意見) エアコンは本来県負担による設置が望ましいというべきであり、この方向で具体的に検討すべきである。	エアコンの設置や運営については、令和5年度から全ての 県立高校・中等教育学校 [後期課程] について県費負担への 切替えを行った。 よって、県立学校全てのエアコンについて、県費負担によ る設置となった。 (施設整備課)	措置済み

平成30年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

監査テーマ:試験研究機関について

I 試験研究

	試験研究機関共通			
55-57	人材確保・育成	特定の分野の研究については、任期付研究員によって対応することができ、また、対応するのが相当なものもあると思われる。その必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な人材の確保に努めるべきである。 (意見-6)	特定分野の研究のため任期付き研究員をはじめとした研究 実施体制を確立するため、令和5年3月24日に徳島県立農林水 産総合技術支援センター外部評価委員会「試験研究部会」設 置運営要領を改定し、外部有識者で構成される試験研究部会 に、助言を求めることができるようにした。 (農林水産総合技術支援センター)	措置済み

IV 公有財産管理(普通財産(土地))

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	農林水産総合技術支	援センター		
166-171	旧農業大学校(貸付地:V社及びW社との契約)		意見の趣旨を踏まえ、令和8年4月の契約更新の際には、 違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととし ている。	措置予定
			(農林水産総合技術支援センター)	

令和元年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置 監査テーマ:住宅施策に係る事務事業の執行について

I 徳島県住生活基本計画に基づく住宅施策

報告書ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講じた措置等	措置状況
	第3次計画に掲げら	れている各施策		
40-42	県産木材による 良質な木造住宅 の振興等	公営住宅の整備等における県産木材の利用の促進については、賃貸住宅リフォームにおける県産木材利用実績等として利用できる可能性もあり、具体的な施策の推進、分析等が必要である。(意見11)	県営住宅新浜団地建替工事は、「awaもくよんプロジェクト」として「あらわし (構造材が見える状態のまま仕上げる方法)」による木造4階建てという新しい手法を用いて令和5年2月に完成し、県内外より多数の見学者を迎えるとともに、YouTube動画にて情報発信を行い、県産木材の利用等のPRを行っ	措置済み

	た。 また、今後の積極的な木材利用の参考としていただくため、 4階建て住宅に利用した木材の種別や寸法など詳細な設計図 書について県ホームページで情報提供している。 (住宅課)	
--	---	--

Ⅱ 県営住宅に関する施策

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	家賃等の滞納者への			
88-90	不納欠損処理と債権放棄	現在の不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件は、 事実上回収不能な債権を長期間管理する必要があり、合理性もないことから、不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件を改めるとともに、手続としても、議会の議決による債権放棄だけではなく、債権管理条例を制定し、時効完成や破産免責などの事由については、長による債権放棄を可能として迅速に不納欠損処理を行えるよう検討されたい。(意見29)	不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件や不納欠損処理の手続については、負担の公平性の点から慎重に検討を続けたい。 県営住宅の滞納家賃、病院事業滞納未収金及び交通安全施設の損害金に係る債権について、それぞれの要綱等に基づき、時効完成や本人死亡など事実上回収不能な債権を積極的に整理の上、令和5年2月議会においても権利放棄の議決を経て不納欠損処理等を行っており、当面の間は、当該処理を継続する。 また、全庁的な債権管理の適正化推進の観点から、「未収金対策委員会」を通じ、こうした事例の共有や「スキルアップ研修会」の開催等により、債権管理に精通した職員の育成を行った。	検討中
	県営住宅の管理			
98	入居者の募集	入居者の募集については、郵送による受付を認めたり、 徳島市外にある県営住宅の集会所等において受付を実施し たりするとともに、随時募集の範囲を広げるなどして、よ り柔軟な入居者の募集手続が検討されるべきである。また、 希望者については、民間の賃貸住宅と同様に、内覧等を実 施することも検討すべきである。(意見33)	入居者の募集については、高齢者等も多いことから、郵送による受付を認めると、書類の不備による失格等が生じるおそれもあることから、その場での訂正もできる対面により行うことととし、最初の受付は郵送には対応しない。また、徳島市外の募集戸数がそう多くないこと、一般住宅と優先住宅は申込手続が違うため、両方に申し込む際の入居希望者の利便性を考慮し、募集受付は現状のまま1か所で対応することとし、現在の状況では徳島市外における受付には対応しない。 随時募集についてはこれまで実施していなかったPFIの管理団地にも範囲を広げ、入居募集の手続きをより柔軟に対応する。 住宅供給公社窓口での室内写真の閲覧の実施に加え、令和	措置済み

		5年2月の募集より、公社ホームページにおける掲載写真の 充実を図った。(住宅課)	
--	--	---	--

Ⅲ その他の住宅に関する施策

報告書ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講じた措置等	措置状況
	森を木づかう住宅資	金貸付制度		
111-113		森を木づかう住宅資金貸付制度については、その利用実績からすると制度の抜本的な見直しが必要と言わざるを得ず、県産材消費の出口戦略としては、他の施策の検討も必要である。(意見41)	は引き続き検討していくが、制度の大幅な見直しは現状は困	措置中

令和2年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置 監査テーマ:情報発信及びデータ利活用に係る事務事業の執行について

I 徳島県ホームページについて

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	ホームページと広報	戦略について		
74-75		徳島県ホームページにおいて、スマートフォン等に対応	県ホームページのスマートフォン等に対応したページの整 (#な)(#な)	措置済み
		できていないページについては、できる限り速やかに対応するように改善されるべきである。【指摘1】	伽を進め、令和5年3月に対応を元」した。 (秘書課)	

81-82	徳島県ホームページととくしま丸ごとAIコンシェルジュの対応している外国語に違いがあるため、それぞれ対応していない言語(ベトナム語、ドイツ語)に対応するよう改善がなされることが望ましい。(意見7)	ture) について、ベトナム語翻訳のための予算が令和5年度	措置済み
		とくしま丸ごとAIコンシェルジュは、英語・韓国語・中国語 (簡体語・繁体語)・ベトナム語の4か国語の言語設定をしており、県内における国籍 (出身地)別外国人登録者の日常生活に必要な情報の取得にほぼ対応できている。 (監察評価課県庁ふれあい室)	不措置

Ⅱ SNSによる情報発信について

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	全般的に見直しが必	要な点について		
188-189	各SNSの役割 の見直しについ て		県が運営するウェブサイト、SNSについて、投稿数、投稿時間や曜日、フォロワーの年齢等についての分析を行い、目的や対象に応じた有効な発信ツールについて整理した「SNS活用のポイント」を作成し、各所属のSNSの再構築にも役立てられるよう、令和5年3月に全庁に周知した。 (秘書課)	措置済み
190-192	新しいウェブサイト、SNSを 作成する際のル ールについて	新たにSNS、ウェブサイトをスタートさせるに当たっては、内容について課の枠を超えた客観的な評価を行うこと、周知方法について十分に検討すること、個人情報保護条例からのチェック、中間的な見直しの想定、乱立を避けるという観点が必要であり、これらについてはルール化すべきである。(意見18)	令和5年3月に県が運営するウェブサイトやSNSについての調査・分析結果を基に、徳島県ソーシャルメディア利用ガイドライン及び徳島県ウェブサイト運用管理ガイドラインを改訂し、ウェブサイトやソーシャルメディアを開設する際に、開設の目的や周知の手段、個人情報保護に関するチェックなどを記載する開設申請書の提出を盛り込むことでルール化した。 (秘書課)	措置済み
	ジャンルごとに見直	しが必要な点について		
202-203	文化、音楽等に 関するSNSに ついて	文化に関連するSNSについては、それぞれのSNS、 ウェブサイトの関連付けが十分ではなく、住民が関心を持 つジャンルのイベント情報等を幅広く入手できる仕組みに なっていない。総合的な情報発信の仕組みについて検討が 必要である。(意見30)	文化に関連するSNSのうち、事業終了後の記録として残しているものと情報発信効果が弱いと考えられるものについては、アカウントの運用を終了し、令和4年度末で削除した。また、令和4年4月から、現在運用中のSNSから音楽、演劇、美術、生活文化、カルチャースクール等に関する情報提供を行っているウェブサイト(あわカル)に誘導したり、ウェブサイトにSNSのURLを掲載して、SNSとウェブ	措置済み

	サイトの関連付けを行い、幅広く情報等を入手できる仕組み
	(文化・未来創造課)

Ⅲ データ利活用について

報告書ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講じた措置等	措置状況
217-218	スにおける要望	組 アイデアボックスウェブサイトの実効的な活用策について、根本的に検討するとともに、少なくとも、アイデアボックスへの投稿については、適時に回答するようにすべきである。(意見45)	ックスで利用者に対してアイデアを募集した。	措置済み

令和3年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置 監査テーマ:防災・減災に係る事務事業の執行について

I 徳島県の災害リスクと東日本大震災における教訓

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	徳島県の災害リスク			
25-26		被害想定は、災害対応を検討する上での基礎資料となる ものであるから、一度きりで終わらせることなく、新たな 科学的知見や社会の変化等を踏まえ、適切なタイミングで 見直しを実施していくことが望ましい。(意見2)	国において令和5年2月3日に、新たな被害想定に向けた計算手法等を検討することを目的とした有識者検討会が開催されたところ。 県においても被害想定の見直しに向け、令和5年3月27日に「被害想定検討プロジェクトチーム」を設置し、事前検討及び情報共有を行った。今後は、被害想定に関する新たな知見や計算手法等に関する国の動向を踏まえながら検討を進めていく予定である。 (とくしまゼロ作戦課)	措置中

Ⅱ 県防災拠点施設

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	徳島県庁万代庁舎、	徳島県立防災センター、徳島県立南部防災館、徳島県立西部	防災館、徳島中央警察署	
66-67		県が所有する施設において、指定管理者との間における 備蓄の流用やその判断についてのルールや流通備蓄を含め た備蓄のあり方について検討するとともに、直営等の施設 においても同様の検討を進めるべきである。(意見5)	令和5年5月に「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」 を改訂すると共に、県が所有する公の施設管理所属に対し、 発災後に避難のために施設利用者等が施設にとどまることを 想定した備蓄のあり方について、検討を進めるよう要請を行 った。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
			令和5年4月に「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を改正し、発災後、施設利用者が施設にとどまることを想定した備蓄のあり方や対応等を各施設の防災マニュアル等に定めることや、指定管理者募集時に提示する「管理運営業務要求水準書」に盛り込むよう明記した。 (人事課)	措置済み

Ⅲ 徳島県業務継続計画(県庁BCP)・職員研修

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	徳島県業務継続計画	(県庁BCP) について		
68-69		危機事象時において県庁BCPをできる限り最新の状態にするという観点からは、組織改編等によって担当部署レベルで新たなBCPを策定する必要が生じた場合、その都度、各担当部署に新たなBCPの策定を求めるとともに、県庁BCPに補訂という形式で編綴しておくことが望ましい。(意見6)	令和5年1月、各所属における危機事象に係る計画やマニュアルを確認・把握し、取りまとめたところであり、県庁内業務システムを用いて、県庁BCPと各種計画を結びつけることが可能となるよう取り組んだ。 組織改編時には、必要に応じて文書での依頼を行うなど、新しい所属にBCPの策定・改正を求めることとした。 (危機管理政策課)	措置済み
70-72		災害対応に関わる法令や計画は数多く存在しているが、 それらを俯瞰して確認することができる資料を作成し、県 庁BCPに添付すべきである。(意見7)	令和5年1月に、各所属における危機事象に係る計画やマニュアルを確認・把握し、根拠法令や連携協定などもあわせて取りまとめた。それらを災害図上訓練にも活用するなど、県庁BCPの実効性向上に努めている。 (危機管理政策課)	措置済み
70-72		職員が危機事象に対する認識を持ち、さらには業務継続 体制の維持・向上を常に意識させるためにも、より網羅的 な情報の提供を行うことが望ましい。また、サイトを紹介	令和5年1月、各所属における危機事象に係る計画やマニュアルの見直しを行い、県庁内業務システムにより情報共有を図るとともに、それらを災害図上訓練にも活用するなど、	措置済み

	する際には、URL及びQRコード等も併せて提供し、接続性を高めるべきである。(意見8) 業務継続体制の向上に取り組んだ。加えて、危機事象に関するサイトを立ち上げる際は、接続性の向上を考慮し、必要に応じたURL等の提供を行った。(危機管理政策課)	
72-73	県庁BCPが対象としていない職員や組織に関するBCPについても、BCP相互の遺漏及び矛盾が生じることを防止するため、各BCPについて一覧できる状態に整理し、県庁BCPに参考資料として編綴すべきである。(意見9) 場庁BCPに参考資料として編綴しては、危機管理環境部でしっかりと確認・助言を行うなど連携体制を構築し、令和5年1月に災害対応業務に関連する組織のBCPも取りまとめ、県庁BCPに参考資料として編綴した。これにより、県庁BCPに参考資料として編綴した。これにより、県庁BCPについて実効性向上につなげている。 (危機管理政策課)	措置済み
73	職員個人が、県庁BCPにおいて求められている対応を どれだけ実現できているのかについては、定期的にこれを 確認するための仕組みを設け、その結果を公表するなどし て、職員個人の災害対応力を高めるとともに、職員の災害 対応力を見える化するための仕組み作りが必要である。【指 摘1】	措置中
74	職員個人ないし担当課においてどの程度の備蓄がされているのかを県として把握するとともに、特に、発災直後の最低限度の備蓄の確保については、安全配慮義務の1つとして、県として実施すべきである。【指摘2】	措置済み
75-76	執務時間中に発災した場合であっても職員や一時避難者に対し十分なトイレの確保ができるよう、より一層の在庫備蓄の充実を求める。(意見10) 「県災害時快適トイレ計画」や「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」にも則り、災害対策本部として計画的にトイレ備蓄を進めており、令和4年度は携帯トイレ4,000回分を購入し、必要数を確保できた。 (危機管理政策課)	措置済み
76-77	災害時のトイレの使用ルールの掲示について、ダイバー 災害時のトイレの使用ルールについて、複数の当事者から シティ推進の観点から当事者の意見を十分に聴取しなが 意見を聴取したところ、現在の掲示について特段の意見はな ら、外国人や障がい者も分かりやすい内容となるように検 かった。	措置済み

	討を進められたい。(意見12)	検討の結果、災害時のトイレの使用ルールの表示に、広く 使われている英語による表記を取り入れることとし、令和5 年3月にトイレの入口に掲示した。 (総務課・管財課)	
77-78	災害がいつの時点で発生したかによって、その際に職員がどこにいるのかが変わり、また、必要とされる備蓄や対応も変わってくるため、今後の改訂に際しては、現在の職員の少ない執務時間外を想定した県庁BCPだけでなく、職員の多くが在庁している執務時間中に発災した場合の対応も念頭に、より柔軟な災害対応をとることができるよう、県庁BCPをより充実させることが望まれる。【指摘3】	いつ何時災害が発生しようとも迅速かつ的確に災害対応を 行うため、発災時の職員参集基準・ルール等の一層の浸透を 図るとともに、令和5年1月実施の災害図上訓練や同年5月 実施の部内災害対応訓練は、平日午後の勤務時間中に発災し た前提で実施し、その中で県庁BCPの確認を行った。 引き続き、執務時間中に発災した場合にも災害対応をとる ことができるよう、災害発生の時間帯や状況を踏まえた県庁 BCPの充実に努める。 (危機管理政策課)	措置中

IV 備蓄全般

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	備蓄に関する県の役	割、体制について		
88-89	備蓄方針について	発災後4日目に流通が回復するとの前提に立つ現状の備蓄方針は改めるべきである。住民による備蓄は、7日間は必要との認識が広まっており、住民の備蓄に関しての目標値や具体的施策、食料、水以外の備蓄の方針等を盛り込んだ新たな備蓄方針の策定が必要である。(意見16)	住民による備蓄について、できれば一週間分の備蓄を目標とするよう、令和5年5月に「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」の見直しを行い、県ホームページで周知を図った。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
88-89		災害時において、アレルギー対応の非常食とアレルギー 非対応の非常食の配布ミスは深刻なリスクとなるため、今 後、備蓄を更新する際には、全ての備蓄をアレルギー対応 とすることを検討されたい。(意見17)	県の現物備蓄については、今後、更新する際、可能な限り、 アレルギー対応の非常食とするよう努めていく。また、令和 5年4月にアレルギー対応の非常食の備蓄に努めるよう、市 町村に依頼した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
92	物資調達・輸送調整等支援システムについて	災害時物流体制確保マニュアルについては、物資調達・輸送調整等支援システムの利用を前提としたものに改めるべきであり、訓練においても本システムを利用した訓練を行うべきである。(意見21)	災害時物流体制確保マニュアルの見直しには着手しており、 令和5年度中に改正を行うとともに、引き続き、国、県及び 市町村と連携し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用 した訓練を実施する。 (とくしまゼロ作戦課)	措置中
92-93		備蓄管理について、ルート、資料及び職員の意識が複線 化している様子が見受けられ、備蓄整備の妨げや発災時の 混乱を招く可能性がある。根幹となるデータを物資調達・	災害時物流体制確保マニュアルの見直しには着手しており、 令和5年度中に物資調達・輸送調整等支援システムにおいて、 統一的に備蓄状況の確認を行えるよう、改正を行う。	措置中

		輸送調整等支援システムに統一し、備蓄把握に使用するルート、資料及び職員の意識を整理する必要がある。(意見22)	(とくしまゼロ作戦課)	
94-95	備蓄の確認について	県は災害救助法が適用された場合の責務を鑑みると、自らが所有する備蓄の確認にとどまらず、市町村等が所有する備蓄についても、各所の避難者の想定に基づいた、あるべき備蓄の数量、種類、備蓄の確認手法等について、市町村等と情報を共有すべきである。その上で、備蓄の確認手続について物資調達・輸送調整等支援システムへの登録、県の確認を含め統一された備蓄確認実施要領を策定、配布、運用すべきである。(意見24)	物資調達・輸送調整等支援システムにおいて、備蓄物資の 把握等について、情報共有できるよう、令和4年6月に行っ た、国・県・市町村でシステムの操作・物資拠点開設の訓練 を通じて運用手順を確認するとともに、7月に、正確な入力 をしていただくよう市町村に依頼した。 また、災害時物流体制確保マニュアルの見直しには着手し ており、令和5年度中に改正を行う。 (とくしまゼロ作戦課)	措置中
95-96	県民への情報提 供について	具体的な備蓄の情報や発災時の流通備蓄の状況をホームページ等で情報提供することは、住民の備蓄の促進や被災者の不安軽減の観点から必要と考えられる。市町村の協力も不可欠であるが、住民への備蓄に関する情報提供について、ホームページ等での開示を望みたい。(意見25)	各市町村における避難所情報のリンク先を令和5年4月に 県ホームページ「安心とくしま」に掲載し、情報を提供する とともに、市町村に、備蓄を含む内容の充実を依頼した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
96	避難所外避難者 への支援につい て	現状の備蓄方針等においては、避難所における避難者が対象とされているが、避難所外避難者についても支援が必要となってくる。市町村の協力が不可欠ではあるが、支援の方法について検討願いたい。(意見26)	災害ケースマネジメント推進協議会において避難所外避難者への支援についても検討し、避難所を「地域の防災拠点」として位置づけ、避難所外避難者の把握、食料の配給方法、必要な情報の提供方法等を事前に決めておくよう示した「徳島県災害ケースマネジメント手引書」を令和5年3月に作成し、同月に実施した徳島県被災者支援推進ネットワーク会議において市町村に周知した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み
96-97	県職員に対する 備蓄について	災害対応を担う県職員の備蓄について、具体的な規定がない。備蓄の量や保管、確認方法について具体的に規定化し、可能な限り県費での在庫備蓄の充実を含めた整備をより推進すべきである。(意見27)	職員の備蓄については「災害時における携帯トイレの備蓄及び運用方針について」などにおいて規定し、飲料水65,300本(500m1)、携帯トイレ108,500回分が必要である。 各所属・庁舎で備蓄している物資について、令和5年1月に把握するとともに、災害対策本部職員用の食料・飲料水・簡易トイレなどの備蓄についても計画的に進めており、令和4年度は飲料水13,296本、携帯トイレ4,000回分を購入し、災害時に最低限3日間は職員が業務継続出来るよう、在庫備蓄の充実を図った。 (危機管理政策課)	措置済み

V 学校防災計画及び県立学校における備蓄

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	県立学校における学	校防災計画の策定及び備蓄の現状について		
103	学校防災計画について	県教育委員会は、各学校の被害想定に応じたあるべき備蓄の量、種類及び備蓄の確認方法を各学校と協議の上策定し、確認手続の実施要領を制定した上で、学校防災計画の確認を厳密に行う取組を継続して実施すべきである。(意見28)	緊急性の高い28校について、「あるべき備蓄物品の品目・数量」を、各校の管理職と専門家の意見を交えて策定した(令和4年12月)。次年度以降も同様に残りの学校について策定を進める。 備蓄物品の確認方法については、「学校防災計画のチェックポイント」に基づき毎年することとしている。また学校防災計画についても毎年度確認することとしている。(体育健康安全課)	措置中
110	備蓄計画の策定 について	各県立学校における備蓄は、1食分程度しか備えていない学校が多く、生理用品も学校防災計画を見る限り、ほとんどの学校において備蓄がなされていない。今後、教育委員会は各学校と協議を行い、被害想定や帰宅困難となる生徒数を考慮した備蓄の拡充計画を策定すべきである。(意見30)	緊急性の高い28校について、「あるべき備蓄物品の品目・数量」を、各校の管理職と専門家の意見を交えて策定した(令和4年12月)。次年度以降も同様に残りの学校について策定を進める。 また、各校の備蓄状況調査を実施し、1日以上の確保ができていない学校については、確保するよう依頼した(令和4年12月)。次年度以降も、同様に継続していく。 (体育健康安全課)	措置中
110-111	財源について	県立学校の備蓄は明らかに不足しており、発災時の教職員、生徒の安全性が危惧される。学校側の僅かな財源に頼る方針では事態の改善は望めない。公費において備蓄の拡充を念頭においた検討を進めていくべきである。(意見31)	生徒への備蓄物資については、入学時に個人・PTAにより購入して卒業時まで備蓄を行うこととしているが、各校の調査を実施し、1日以上の確保ができていない学校については、確保するよう依頼した(令和4年12月)。また、教職員の備蓄については、令和5年度から予算を確保し、計画的に整備する。 (体育健康安全課)	措置済み
111-112	備蓄の保管について	県立学校における現在の備蓄の管理方法は、発災時に混乱が生じるおそれがあるため検討が必要である。学校指定品と個人準備品を一つのパックとしたハイブリッド型の備蓄をスクールパックとして生徒各人が保管するという方法も検討すべきである。(意見32)	県内全ての県立学校防災担当者に対し、備蓄物品の保管方法と保管場所について、令和4年度中をめどに検討するよう指導した。 (体育健康安全課)	措置中
112	市町村との協定について	県立学校の多くは地域住民の避難所に指定されており、 自治体との間で備蓄の流用等の協定が必要となる。現在、 城東高校、城南高校と徳島市が締結している協定は、その 内容が不十分であるため、内容の改定が必要である。教育 委員会は各学校と自治体との間における備蓄流用に関する 協定について指導、掌握すべきである。(意見33)	避難所指定されている県立学校から学校と各市町村との協定書を収集し、内容を確認した(令和4年9月)。 自治体との間における備蓄の流用等については、生徒・職員が地域の避難者として校内に開設された避難所に避難することとなった際には、自治体の備蓄物品が提供されることを確認した。 (体育健康安全課)	措置済み

113	県立学校の教職 員用の備蓄につ いて	発災時に相当な負担を強いられると考えられる教職員に対し、労働安全確保の点からも県費にて備蓄を備えるべきであり、その確認方法もルール化すべきである。(意見3	教職員等への備蓄物資については、県費により令和5年度 以降、計画的に配備し、配備状況も確認する。	措置済み
		4)	(体育健康安全課)	
113	アレルギー対応 の備蓄について	発災時にアレルギー症状を有する生徒にアレルギー対応 の備蓄を適切に配布することは困難と考えられ、各県立学 校において全ての備蓄をアレルギー対応の備蓄に置き換え ることを検討すべきである。(意見35)	生徒用備蓄物は個人・PTAが購入しているため、令和4年5月、県内全ての県立学校防災担当者に対し、アレルギー品目やアレルギー対応備蓄品の参考資料を提供し、生徒用備蓄物をアレルギーフリーの食料へ置き換えることについて、PTAと検討を行うよう指導した。 今後も継続して指導を続ける。 (体育健康安全課)	措置中
114	情報公開について	現状の県立学校における備蓄の状況を鑑みると、保護者、 生徒に対して十分な情報開示を行い、理解を得られている とは考えられない。今後、被害想定、帰宅困難者の想定と 共に備蓄の状況、方針を学校のホームページ等で公開し、 アンケートを取るなどして備蓄の改善に繋げるべきであ る。(意見36)	令和4年5月開催の「令和4年度学校防災研修会」にて、自然災害発災時に学校の具体的対応を、4月当初の防災だよりや学校のホームページを利用して保護者に伝えることの必要性について指導した。今後も指導を続ける。 (体育健康安全課)	措置中
114-115	医療的ケア児の備蓄について	医療的ケア児が在籍する特別支援学校においては、医療機器の予備バッテリーについて、その所在、使用可能時間等が十分に把握できていない。今後、担当課が「あるべき備蓄及びバッテリーの確認事項」のリストを作成し、特別支援学校においてリストをチェックし、担当課に返送し確認するという手続を徹底していただきたい。(意見37)	調査票「あるべき備蓄及びバッテリーの確認事項」の作成・活用により、各特別支援学校及び県教育委員会が整備状況を点検・把握するシステムを整備した。 (令和4年7月調査票作成) (令和4年8月及び令和5年3月に調査実施) 今後も継続的に調査を実施し、各学校の整備状況の確認と必要な助言を行う。 (特別支援教育課)	措置済み
115-116		特別支援学校に常駐する学校看護師、教職員については、 災害発生時から相当期間、激務が継続することが想定され、 また他の県職員との公平性の観点からも公費にて十分な備 蓄を購入すべきである。(意見38)	教職員等への備蓄物資については、県費により令和5年度 以降、計画的に配備し、配備状況も記録・確認していく。 (特別支援教育課)	措置済み
116		今後の課題ではあるが、医療的ケア児の実態を把握し、 児童ごとに平時においてどのような準備が必要か、発災時 に支援者に対して各児童の情報を伝えるツールをどのよう に準備するかについては、自治体との情報共有や統一的な 様式の作成が有効と考えられる。この点について、先行し ている自治体、団体等のマニュアルを参考にし、迅速に準 備を進めていただきたい。(意見39)	実態調査を踏まえ、災害時の備えや必要な支援について、 今後も市町村や関係機関等と情報共有していく。 また、他県の状況等を踏まえながら、医療的ケア児等に係 る災害時の情報伝達ツールについても、関係機関等とともに 検討する。 (障がい福祉課)	措置中

VI 住民啓発·研修·情報発信

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	住民啓発・研修につ	いて		
117-120		住民啓発・研修等に関しては、特に数値目標が設けられていないか、定量的な数値目標にとどまっているところ、直ちに定性的な達成度に切り替えることは必ずしも容易ではないため、学習の成果を測る知見を蓄積している教育工学等の知見を防災研修等に活用する方策を検討することが	新たな仕組みによる研修制度を構築し、研修が実施できるよう、教育工学の知見を有する徳島大学環境防災研究センターと協議を重ねている。	措置中
		望ましい。(意見40)	(防災人材育成センター)	
	情報の整理、構成に	ついて		
120-121	徳島県ホームペ ージの情報の整 理、構成につい て	県のホームページにおいて掲載されている災害関連情報は、必ずしも直感的にどこをアクセスすればどのような情報が得られるのかが分かるようにはなっていないため、各サイトの役割を明示する、情報を区分し入り口を分ける等	令和5年度には「安心とくしま」ホームページ改修の予算が確保できたため、その中でより県民が防災情報を得られやすい表記・構成となるよう対応を進める。 今後も引き続き県の「安心とくしま」ホームページ内の表	措置済み
		により、閲覧者を短時間で必要な情報まで誘導する工夫が必要である。さらに住民に対して最もアナウンスしなければならないのは、自宅近辺の被害想定、指定避難所の情報、備蓄の啓蒙であり、このような視点からホームページの構	記を工夫するとともに、読上げ機能の強化などアクセシビリティの向上に努めるなど、広く県民に分かりやすいホームページとなるよう改善を図っていく。	
		成を再考することも必要である。(意見41)	(危機管理政策課)	
121-122	防災・減災マッ プについて	防災・減災マップは、被害想定を導き出す有用なサイトであるが、ホームページ閲覧者にとって、その存在が分かりづらく、現場のホームページの構成では当該サイトに安	令和5年度には「安心とくしま」ホームページ改修の予算が確保できたため、その中でより県民が防災情報を得られやすい表記・構成となるよう対応を進める。	措置済み
		易にたどり着くことができない。ホームページの構成、サイトの表記等を再考すべきである。(意見42)	今後も引き続き県の「安心とくしま」ホームページ内の表記を工夫するとともに、読上げ機能の強化などアクセシビリティの向上に努めるなど、広く県民に分かりやすいホームページとなるよう改善を図っていく。	
			(危機管理政策課)	
	避難所の情報につい	7		Γ
125		現在のホームページにおいては、避難所、福祉避難所の情報として、住所、連絡先、分類、災害種類のみが提供されており、収容可能人数、備蓄、設備等の情報を得ることができない。これらの情報についても表示すべきである。	各市町村における避難所情報のリンク先を令和5年4月に 県ホームページ「安心とくしま」に掲載し、収容可能人数等 の避難所情報を提供するとともに、市町村に、内容の充実を 依頼した。	措置済み
		(意見44)	(とくしまゼロ作戦課)	
	各種計画、マニュア	ルの構成図について		

125-126	防災に関する計画、方針、マニュアル等は多く存在する。 県が果たすべき役割を住民に説明し、また各自治体、協定 締結企業等にとって役割分担を確認する等に有用であるた め、各計画、方針、マニュアル等を整理し、ホームページ	令和5年5月、防災関係の計画、方針、マニュアル等を整理し、分かりやすく一覧にし、県のホームページ上に公開した。	措置済み
	上でその構成図を分かりやすく表示すべきである。(意見 45)	(とくしまゼロ作戦課)	

VII 応急仮設住宅・被災者の生活再建支援体制

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	応急仮設住宅について			
130-133		借上型仮設住宅については、仮設住宅であり、かつ、建設型仮設住宅より早期に被災者に提供されることが期待されている住宅であることから、実際に供給する際に、契約の締結や住宅所有者の理解も含めて、早急に事務執行が可能となるよう契約書の雛形の作成を含めたマニュアルの見直しをされたい。【指摘5】	発災後速やかに被災者に借上型仮設住宅を提供するため、 賃貸住宅事業者等と協議の上、契約事務が円滑にできるよう 賃貸借契約の契約書の雛形を作成し、令和5年3月にマニュ アルの改定を行った。 (住宅課)	措置済み
	被災者の生活再建支援体制について			
139-141		徳島県復興指針において謳われている災害ケースマネジメントを実現することが求められているところ、官民挙げての支援体制の構築は非常に重要であることから、徳島県としても総合相談窓口の開設やアウトリーチ体制の構築等について事前から検討すべきである。その際には、既存の協定の改定を含めた関係機関等との平時からの連携や組織内連携をより強化するとともに、人材育成等の施策についてより一層取り組み、徳島県地域防災計画の記載についても更に充実させることが望まれる。(意見48)	早期の生活再建に向けて、災害ケースマネジメントに取り組むため、令和4年6月に、民間団体(社会福祉協議会、士業、NPO等)や庁内の関係部局(防災、保健福祉、労働雇用、住宅)で構成する徳島県災害ケースマネジメント推進協議会を設置し、連携して人材育成や支援体制の構築について、推進するとともに、令和5年1月に徳島県地域防災計画の記載を充実させた。	措置済み
142-143		実効的な官民連携した被災者支援を行うためには、被災者情報をいかに共有するかが重要となってくるため、社会福祉協議会や専門士業の団体のように、発災時に被災者支援を行うことが平時から想定されている団体や市町村との間で、平時から被災者情報の共有のあり方について、継続的に検討を進め、可能であれば取扱要領等を定めておくことが望ましい。(意見49)	早期の生活再建に向けて、災害ケースマネジメントに取り組むため、令和4年6月に官民で構成する徳島県災害ケースマネジメント推進協議会を設置し、令和5年3月に国の手引書の公表に合わせ、県版の手引書の作成した。 (とくしまゼロ作戦課・保健福祉政策課)	措置済み

Ⅷ 防災・減災関連補助金(危機管理環境部関連)

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
154-155	住宅出火防止対 策等推進体制整 備事業について	住宅出火防止対策等推進体制整備事業が市町村において 全く活用されなかった原因及び理由を客観的に分析し、そ の上で、本来の目的である「感震ブレーカー等の設置に関 する普及啓発」の達成のため当該補助事業の代替措置等の 導入を検討すべきである。(意見50)	新たに設ける「感震ブレーカー等の設置に関する普及啓発」 に関する補助事業のメニューについて、検討を行うこととしている。 (とくしまゼロ作戦課)	措置予定
155-157	豪雨・土砂災害 対応の避難場所 ・避難所緊急整 備事業について	市町村に対し、豪雨・土砂災害対応の避難場所・避難所 緊急整備事業の目的である「土砂災害を見据えた避難施設 の整備」状況について調査を行い、整備が不十分な場合に は、積極的に市町村に対して整備を求めるべきである。(意 見51)	「土砂災害を見据えた避難施設の整備」状況について、調査を実施したところ、整備が不十分な避難施設の存在が明らかになった。そのため、令和5年3月開催の相互応援連絡協議会にて市町村に対して県補助金等を活用した避難施設の積極的な整備を要請した。 (とくしまゼロ作戦課)	措置済み

徳島県収用委員会告示第一号

り収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、 告示する。 次のとお

令和五年六月三十日

徳島県収用委員会会長 松 尾 泰 三

一 起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 びにこれに伴う町道、 一級河川吉野川水系吉野川及び加茂谷川改修工事 (加茂第二堤防)並 一級河川、 農業用用排水路及び農業用排水路付

替工事

Ξ 所在 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、 徳島県三好郡東みよし町加茂 地番、 地貝 地積等

平方メートル	平方メートル	平方メートル	宅地	一五七二番九
平方メートル	平方メートル	平方メートル	宅地	一五七二番八
平方メートル	平方メートル	平方メートル	宅地	一五七二番七
平方メートル				
平方メートル 四・八五	平方メートル	平方メートル 五六〇・五五	宅地	一五七二番一
泛気した 土均の 面和	実測地積	土地登記簿上の地積	対 E	커 집
やミンニニ也の可責	積	地	<u>t</u> ■	

兀 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、 徳島県三好郡東みよし町加茂 地番、 地貝 地積等

_	1				
			一五七二番一	抖	
			宅地	버 E	<u>t</u>
			平方メートル 五六〇・五五	土地登記簿上の地積	地
			平方メートル 五六〇・五七	実測地積	積
	平方メートルー・五六	平方メートルニ・七二	平方メートル三五・一六	ジ党した土地の面和	やピンニに也の可責

一五七二番八	一五七二番七
宅地	宅地
平方メートル	五六一・二二
平方メートル	六六〇・四一
平方メートル	平方メートル

五 土地所有者の氏名、住所等

髙 橋 正美 徳島県三好郡東みよし町加茂一五七二番地一

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

賃借権

徳島県三好郡東みよし町加茂一五七二番地一有限会社髙橋組(代表取締役)髙橋(正美)

髙橋産業有限会社 使用借権 (存否不明のため、存すると確定した場合) 代表取締役 髙橋 照久

徳島県三好市三野町勢力三七二番地一

使用借権

道路及び水路管理者 東みよし町

代表者 東みよし町長 松浦 敬治

徳島県三好郡東みよし町加茂三三六〇

裁決手続の開始を決定した年月日 令和五年六月二十二日

七